

公益社団法人 三重県医師会役員への報酬及び退職慰労金に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、定款第38条の規定に基づき、三重県医師会役員への報酬及び退職慰労金の支給基準に関し必要な事項を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、役員とは、定款第29条に規定する会長、副会長、常任理事、理事及び監事をいう。

第2章 報 酬

(報酬の額)

第3条 役員への報酬は月額とし、別表1に定める額により支給する。

(報酬の支給日)

第4条 前条の報酬の支給日は、毎月第1回目の理事会開催日とする。

2 前項によりがたい場合は、会長が定める日とする。

第3章 退職慰労金

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、次の各号に該当する者に対して支給する。

- (1) 任期を満了した者
- (2) 在任中死亡した者
- (3) 辞任届を提出し受理された者

(退職慰労金支給額)

第6条 支給額は、別表2に定める定額に在任年数を乗じて計算する。ただし、在任年数に1年未満の端数を生じた場合には、別表2に定める額を、在任した月数に応じて月割り計算した額(円未満は切り捨て)とする。

第4章 雑 則

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、本規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 本規程は、公益社団法人三重県医師会設立の登記の日(平成24年4月1日)より施行する。

(退職慰労金に関する経過措置)

2 平成22年4月より平成24年3月まで第2条に定める役職にある者については、第6条の在任年数の計算にあたって、本規程施行前に第2条に定める役職にあった年数をも算入するものとする。

(旧規程の廃止)

3 社団法人三重県医師会役員退職記念品料支給規程(平成18年4月1日)は、廃止する。

(別表1)

会 長	月額	90,000 円
副 会 長	月額	60,000 円
常任理事	月額	40,000 円
理 事	月額	30,000 円
監 事	月額	20,000 円

(別表2)

会 長	848,000 円
副 会 長	498,000 円
常任理事	424,500 円
理 事	284,000 円
監 事	138,500 円